

## 掛川市地域活性化・雇用促進資金貸付制度地方創生事業認定事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する地域活性化・雇用促進資金貸付制度（以下「貸付制度」という。）による融資の対象となる掛川市地域創生総合戦略に基づく地方創生に資する事業（以下「創生事業」という。）の認定の基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 創生事業の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に掲げる重点施策の推進に効果的な影響をもたらす事業であること。
- (2) 貸付制度を利用しようとする事業であること。
- (3) 事業を実施しようとする者が、市内に店舗、工場又は事務所を所有していること。

(申請方法)

第3条 創生事業の認定を受けようとする者は、公庫を通じて、総合戦略に基づく地方創生に資する事業認定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して市長へ申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書、定款その他市内で事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (2) 会社概要その他の事業の内容が分かる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(認定の手続)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

総合戦略に基づく地方創生に資する事業認定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

掛川市地方創生総合戦略に基づく地方創生に資する事業として認定を受けたいので、掛川市地域活性化・雇用促進資金貸付制度地方創生事業認定事務要領第3条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業の内容	
事業の効果	
貸付制度の利用	有 ・ 無

-----  
上記事業を、掛川市地方創生総合戦略に基づく地方創生に資する事業として、

- 認定します。  
 認定しません。

関連する総合戦略の重点施策

- 掛川への新しいひとの動きをつくる  
 掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする  
 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる  
 明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る

年 月 日

掛川市長

